

業務費内訳書の記入例等について（令和5年9月～）

質問が多い事項を中心とした記入例等です。業務費内訳書作成の参考にしてください。

1 業務費内訳書について

- 適正な見積りを伴わないダンピングによる入札参加や再委託先等へのしわ寄せ等を防止し、再委託先との「対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」を促進するため、入札時に業務費内訳書の提出を求め、契約後においてもその内容の妥当性を調査しています。

2 業務費内訳書提出対象業務

- 県が発注する全ての測量・建設コンサルタント等業務（随意契約方式を除く）が対象です。

3 業務費内訳書の記入内容

ア 電子入札案件の場合

提出対象	記入内容	調査時期等
全者	・業務費内訳書（表紙）【様式1】 ・業務費の内訳※1【様式2】	・開札時の確認 ・施工中調査
調査基準価格未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	・再委託先及び見積額※1【様式2】 ・労務賃金調書※1【様式3】	・開札時の確認 ・施工中及び完成後調査

※1 調査基準価格未満だった場合は、レベル4までの費目を記入し、再委託先及び見積額を記入した【様式2】及び【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出すること。

イ 電子入札案件以外の場合

予定価格	提出対象	記入内容	調査内容等
すべての金額	全者	・業務費内訳書（表紙）【様式1】 ・業務費の内訳【様式2】	・開札時の確認
	予定価格の概ね90%（調査基準価格※2）未満で入札する者	・再委託先及び見積額【様式2】 ・労務賃金調書【様式3】	・開札時の確認 ・履行中及び完成後調査

※2 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を次のとおり端数処理し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- ・予定価格 100 万円以上：10 万円単位とし、端数を切り捨てる。
- ・予定価格 100 万円未満：1 万円単位とし、端数を切り捨てる。

4 提出方法（低入札価格調査資料等提出依頼書により提出する場合を除く）

- 電子入札システムを使用して「入札書」を提出する際に、添付して提出してください。
- 電子ファイルの容量（3MB まで）の問題等により添付して提出できない場合は、書面で提出してください。
なお、この場合には、電子入札システムにおいて「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付する必要があります。
- 電子入札システムへ添付して提出できない場合や、書面による入札参加の場合には、次の事項を記入した封筒に封入して提出してください。
 - ・ 提出者の商号又は名称
 - ・ 業務費内訳書が在中している旨
 - ・ 当該入札等に係る業務等の名称及び開札日

5 その他

- 詳細は、『広島県業務費内訳書取扱要領（平成26年6月1日制定）』を確認してください。
- 提出された業務費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めていません。
- 提出された業務費内訳書は、返却していません。
- 提出された業務費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があります。
- 提出された業務費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となります。

業務費内訳書(表紙)【様式1】の記入例

様式1

業務費内訳書

入札者 商号又は名称 **県庁コンサルタント(株)**

業務名 **〇〇調査設計業務**

○以下の「低入札価格調査に係る意向確認欄」に回答してください。(回答欄の該当部分を○で囲んでください。)記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱います。

(低入札価格調査に係る意向確認)

番号	内容	回答
1	【低入札で契約する場合の追加措置】 調査基準価格を下回る入札を行った場合、低入札価格調査の対象になりますが、この場合において契約時に追加措置があることを理解したうえで入札していますか。 ※ 別紙「低価格入札者と契約した場合の措置」の内容を十分に確認したうえで、回答してください。	はい / いいえ
2	【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査以外)】 低入札価格調査の対象となった場合(重点調査に該当する場合を除く)、調査を受け契約を締結する意向はありますか。 ※「いいえ」と回答した場合において、入札価格が調査基準価格未満となった場合、調査辞退としてその入札は失格とします。(調査基準価格以上の場合に失格とする趣旨ではありません。)	はい / いいえ
3	【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査)】 低入札価格調査の対象となり、かつ重点調査に該当する場合に、調査を受け契約を締結する意向はありますか。 ※「いいえ」と回答した場合において、重点調査に該当する場合は、調査辞退として失格とします。(調査基準価格以上の場合、または調査基準価格未満であっても重点調査に該当しない場合に失格とする趣旨ではありません。)	はい / いいえ

《留意事項》

○「低入札価格調査に係る意向確認欄」において、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を措置することがあります。なお、調査を辞退する意向を明示したことをもって、指名除外を措置することはありません。

○様式1は、全ての業務において、必ず提出してください。
 ○**提出がない場合は失格**になります。
 ※入札価格が調査基準価格以上の場合でも提出は必要です。

○測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載されている「商号又は名称」を記入してください。
 ○設計共同体的場合は、設計共同体的名称を記入してください。
 ○**記入がない場合及び入札者が特定できない場合は失格**になります。
 ※入札者の代表者(代表取締役等)の名前の記入は不要です。

○指名通知に記載している業務名を記入してください。
 ○**未記入であったり、記入に誤りがあった場合失格**になります。

○**調査基準価格未満となった場合に「契約を希望するかどうか」について回答**してください。
 ○回答にあたっては、**工事費内訳書様式(エクセル)**に添付している参考資料を、**あらかじめ十分に確認**してください。

(参考資料)

- ・低価格入札者と契約した場合の措置
- ・重点調査等の対象となった場合の追加提出資料一覧

<ケース別の回答例>

		番号1	番号2	番号3
ケース1	追加措置がない場合に限って契約を希望 (追加措置がある場合は契約できない)	はい	いいえ	いいえ
ケース2	重点調査にならなければ契約を希望 (重点調査の追加措置がある場合契約できない)	はい	はい	いいえ
ケース3	重点調査の追加措置があっても契約を希望 (いかなる場合でも契約できる)	はい	はい	はい

※ 左側の例は、ケース2の場合の回答例です。

○業務価格(複数ある場合は業務価格の合計)と入札価格が一致しないと失格になります。

業務費内訳書 労務賃金調書(様式3)の記入例

様式3

労務賃金調書

○再委託予定者も含め、会社名の記入が無い場合は失格になります。

会社名	入札者		再委託先-1		再委託先-2		再委託先-3
	県庁コンサルタント(株)		県庁調査(株)				
職 種	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	
1)【設計業務】							
2)主任技術者							
3)理事, 技師長							
4)主任技師	30,000	45,000					
5)技師(A)	24,000	40,000					
6)技師(B)	20,000	32,000					
7)技師(C)	18,000	25,000					
8)技術員	17,000	21,000					
9)							
10)							
11)【測量業務】							
12)測量上級主任技師							
13)測量主任技師							
14)測量技師	20,000	26,000					
15)測量技師補	18,000	24,000	17,000	24,000			
16)測量助手	16,000	20,000	16,000	19,000			
17)							
18)							
19)【航空関係】							
20)操縦士							
21)整備士							
22)撮影士							
23)撮影助手							
24)							

○例えば当該業務に、技師(C)として

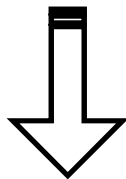
- 年配のAさん(25,000円/日)
- 中堅のBさん(23,000円/日)
- 若手のCさん(18,000円/日)を配置する予定の場合は、

- ◇最高額: 25,000円(Aさん)
- ◇最低額: 18,000円(Cさん)を記入してください。

- 日あたり賃金は、1日当たり8時間労働に換算した賃金としてください。
- 当該職種の労働者が1名の場合や全員が同額の場合は、その額を最低額と最高額の両方に記入してください。

- 入札者及びすべての再委託予定者について記入してください。
- 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入してください。

○入札価格が調査基準価格未満の場合で、様式3の提出がない場合、**従事予定労務者の記入がない場合は失格**となります。



以降職種続きあり